

別表十二（九）の記載の仕方

- 1 この明細書は、青色申告書を提出する法人で保険業法第3条第1項（免許）に規定する免許を受けて損害保険業を行うもの等が措置法第57条の5（保険会社等の異常危険準備金）又は第57条の6（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）の規定の適用を受ける場合に記載します。
- 2 「保険等の種類又は特定保険区分1」の欄が「特定保険区分」である場合の記載は、次によります。
 - (1) 「当期積立額7」、「正味収入保険料等8」、「積立限度額10」及び「差引積立限度超過額11」の各欄は、それぞれ「34の計」、「35の計」、「37の計」及び「38の計」の各欄の金額を記載します。
 - (2) 「積立率9」の欄は、記載しません。
 - (3) 「積立率36」の欄は、措置法令第33条の2第6項又は第22項（保険会社等の異常危険準備金）に規定する割合を記載します。
- 3 「積立率9」の欄は、措置法令第33条の2第6項から第8項まで、第21項若しくは第22項又は第33条の3第2項（原子力保険又は地震保険に係る異常危険準備金）に規定する割合を記載します。
- 4 「(8)の $\frac{1}{100}$ 相当額24」の欄は、措置法令第33条の2第4項第1号に掲げる保険及び措置法第57条の6第1項に規定する原子力保険にあつては「0」と記載し、措置法令第33条の2第4項第2号から第4号までに掲げる保険及び共済にあつては同条第15項第2号に規定する割合を適用して計算した金額を記載します。